吸収分割に関する事前開示書類(変更)

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

2022年5月12日

出光興産株式会社

東京都千代田区大手町一丁目2番1号 出光興産株式会社 代表取締役 社長 木藤 俊一

吸収分割に係る事前開示事項(変更)

出光興産株式会社(以下「出光興産」といいます。)は、株式会社エス・ディー・エス バイオテック(以下「エス・ディー・エス バイオテック」といいます。)との間で 2021 年 12 月 21 日に締結した吸収分割契約に基づき、2022 年 7 月 1 日を効力発生日として、出光興産が営むアグリバイオ事業をエス・ディー・エス バイオテックに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施することといたしました。

本吸収分割に関し、2022 年 1 月 4 日から「吸収分割に関する事前開示事項」(以下「本事前備置書類」といいます。)を備置しておりますが、出光興産の2022 年 5 月 10 日付の取締役会の決議により、出光興産の最終事業年度(自 2021 年 4 月 1 日至 2022 年 3 月 31 日)に係る計算書類等の内容が承認されたことに伴い、本事前備置書類の内容に変更が生じましたので、会社法施行規則第 183 条第 7 号に基づき、下記のとおり変更後の事項を記載した書類を本事前備置書類と一体のものとして追加して備え置きます。

下記書類における用語は、本事前備置書類において定義した各用語と同一の意義を有するものとします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

【変更後】

6. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務 の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183条第5号)

該当事項はありません。

7. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社 の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

別紙のとおりです。

以上

【本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の 債務の履行の見込みに関する事項】

1. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

出光興産の最終事業年度の末日 (2022 年 3 月 31 日) 現在の貸借対照表における資産の額は $\underline{3,839,630}$ 百万円、負債の額は $\underline{2,663,633}$ 百万円、純資産の額は $\underline{1,175,997}$ 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、出光興産がエス・ディー・エス バイオテックに承継させる資産の額は 1,806 百万円(概算)、負債の額は 846 百万円(概算)となる見込みです。

また、出光興産において、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障 を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれて おりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、出光興産が負担する債務の履行に支障 を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効力発生日以後の出光興産の 資産の額も負債の額を上回ることが見込まれております。

以上の点、出光興産の収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力 発生日以後における出光興産の債務について、履行の見込みがあると判断いたしま す。

2. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

エス・ディー・エス バイオテックの最終事業年度の末日(2021年3月31日)現在の貸借対照表における資産の額は15,219百万円、負債の額は7,231百万円、純資産の額は7,988百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。

本吸収分割により、エス・ディー・エス バイオテックが出光興産より承継する資産の額は1,806百万円(概算)、負債の額は846百万円(概算)となる見込みです。

また、エス・ディー・エス バイオテックにおいて、同日から本吸収分割の効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、見込まれておりません。

さらに、本吸収分割の効力発生後においても、エス・ディー・エス バイオテックが 負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、効 力発生日以後のエス・ディー・エス バイオテックの資産の額も負債の額を上回るこ とが見込まれております。

以上の点、エス・ディー・エス バイオテックの収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、本吸収分割の効力発生日以後におけるエス・ディー・エス バイオテックの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上